

教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域で、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項となっている。

市町村は、設定した区域ごとに、「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）」や「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）」といった教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」を算出し、それに対する「提供体制の確保内容」と「実施時期」を事業計画に記載しなければならないこととされている。

①教育・保育提供区域の設定



区域の設定（例）

- ①教育・保育サービス
（教育・保育施設、地域型保育事業）
⇒A区域、B区域、C区域・・・
- ②地域子ども・子育て支援事業（13事業）
⇒A区域、B区域・・・

②「量の見込み」の算出、「提供体制の確保内容」及び「実施時期」の記載

<教育・保育施設、地域型保育事業のイメージ>

A区域		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①必要利用定員総数 （量の見込み）		200人	200人	200人	200人	200人	200人
②確保の内容	教育・保育施設 （認定こども園・幼稚園・保育所）	200人	200人	80人	200人	200人	150人
	地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育 居宅訪問型保育・事業所内保育）	—		20人	—		30人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人

<地域子ども・子育て支援事業のイメージ>

A区域	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）
②確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）
②-①	▲200人（▲4か所）	▲100人（▲2か所）	0

2. 教育・保育提供区域の設定にあたってのポイント

(1) 基本的な考え方

①教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件のほか、現在の教育・保育施設の利用状況や、教育・保育サービスを提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。

⇒生活等に大きな影響を与える自然地形や、地域によって子どもの人口推移が大きく異なる状況などを考慮する必要がある。

②教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出や、それに市町村が対応する提供体制の「確保方策」及び「実施時期」を記載する単位となること。

⇒区域ごとに必要な提供体制を確保する取り組みを行っていくこととなる。設定する区域が、事業量の調整単位として適切かどうかを検討する必要がある。

③教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること。

⇒供給不足となる区域については、教育・保育施設の定員増や新規誘致、地域型保育事業の認可等により必要な提供体制を整備していくこととなる。逆に、需給バランスのとれた区域では、地域型保育事業の認可等に制限をかけていくこととなる。

④教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業は、共通の区域設定とすることが基本となるが、利用実態や事業展開などが大きく異なる場合は、その実態に応じて、子どもの認定区分又は事業単位ごとに設定することができる。

⇒地域子ども・子育て支援事業として位置付けられる13事業には、市域全体で事業実施、利用されているものや、小学校単位で実施、利用されているものもあるため、その実態に応じ、教育・保育サービスとは別に区域を設定することも検討する必要がある。

(2) 留意すべきポイント

①教育・保育提供区域を細かい範囲で設定すると、既存の教育・保育施設等がない区域が生じたり、子どもの数が少なく既存の教育・保育施設だけで過剰供給となる区域が生じる可能性があり、現在の利用実態や施設運営の状況から乖離した計画となる恐れがある。

また、区域内において需給バランスが取れるように施設整備しても、一過性の増減であったり、利用者は区域を超えた利用も多くあるため、非効率な施設整備や不安定な施設運営となることが懸念される。

このため、教育・保育提供区域の設定にあたっては、ある程度の大きさでの設定が望ましいと考えられる。

②教育・保育提供区域は、「量の見込み」の算出や「確保体制」の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものであるが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではない。

また、園バスのある施設等も多く、居住している子どもの人口と所在する教育・保育施設の利用状況は必ずしも一致しない。保育需要は、居住地域だけではなく通勤移動経路の途中にも高く出る傾向があると思われる。

このことから、子どもの人口の増減の状況が違う地域を区域として分けることは重要であるが、量の見込みの算出に当たっては、現在の教育・保育施設等の利用状況が基本となる。

3. 子ども・子育て支援法における教育・保育提供区域の設定に関する規定

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4. 子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（案）における教育・保育提供区域に関する規定事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあつては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。